

令和5年 第33回厚沢部町農業委員会総会議事録												
招 集 年 月 日	令和5年3月15日											
招 集 の 場 所	厚沢部町町役場2階 第1会議室											
会 議 の 日 時	開 会		令和5年3月23日 午後 3時00分									
	閉 会		令和5年3月23日 午後 4時15分									
出 席 者 の 数	委員定数14名のうち 出席者14名 欠席者0名											
出 席 委 員	職 名		氏 名		職 名		氏 名		職 名		氏 名	
	1番	会長	外 崎 明		7番	委員	奈 良 和 人		13番	委員	佐 藤 貴 彦	
	2番	委員	小野寺 孔		8番	委員	木 口 幸 弘		14番	委員	下川部 和 宏	
	3番	委員	西 口 智 章		9番	委員	佐 藤 龍 也					
	4番	委員	佐 藤 美登子		10番	委員	由 利 昭 人					
	5番	委員	木 村 卓 也		11番	委員	齋 藤 和 博					
	6番	委員	前 田 秀 幸		12番	委員	吉 田 藍					
参 与	事務局長 沼 下 利 広 総務係長 石 井 淳 平 総務係 谷 口 方 基											
議案説明のため出席した者 なし												
令和 年 月 日 上記のとおり、会議の顚末を記載し、相違ないことを証するため署名捺印する。												
会 議 録 署名委員	農委会長 2番 _____ 14番 _____ _____											

事務局長	全員おそろいですので、これより、第 33 回厚沢部町農業委員会総会を始めます。
会長	農業委員の視察、沖縄研修ご苦労様です。有意義な研修だったと思います。本日の最後に研修のまとめの報告もあります。また、この後に農業者年金総会がありますので、本日総会は円滑に進めていきたいと思います。今年は、早い雪解けで、すでに圃場に入れる状態になっていそうですが、みなさまも慌てずに、地温が上がるのをしっかり待って作業を進めてください。早速総会に入りたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。 日程第 1、出席者の報告。14 名全員の出席です。 日程第 2、議事録署名委員の指名について、2 番小野寺孔委員、14 番下川部和宏委員 お願いいたします。
会長	報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告についてですが、1 番に私にかかる案件がありますので、私が退席し、次に 2 番に斉藤委員にかかる案件がありますので、続いて斉藤委員が退席します。1 番の案件は、小野寺代理の進行で お願いします。 (外崎会長退席)
会長代理	1 番について事務局説明をお願いします。
事務局	報告第 1 号 下記農地所有適格法人から別紙のとおり農地法第 6 条の規定による報告書の提出がありましたので報告します。 1 番 株式会社外崎農園代表取締役外崎明さん、別紙資料に示した農地所有適格法人要件確認書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号の要件を満たしていることから、適格と考えられます。
会長代理	事務局の説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長代理	それでは報告どおり適格と認めます。 (外崎会長着席) (斉藤委員退席)
会長	2 番について事務局説明をお願いします。
事務局	2 番 有限会社力ネサ斉藤農産取締役斉藤和博さん、別紙資料に示した農地所有適格法人要件確認書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号の要件を満たしていることから、適格と考えられます。
会長	事務局の説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは報告どおり適格と認めます。 (斉藤委員着席) 3 番について事務局説明をお願いします。
事務局	3 番 株式会社ヤマゲンアグリ代表取締役由利敏雄さん、別紙資料に示した農地所有適格法人要件確認書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号の要件を満たしていることか

	ら、適格と考えられます
会長	事務局の説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
佐藤龍委員	この報告は、法人は必ずしなければならないのですか。
事務局	そのとおりです。年に一度、会計年度終了後、3か月以内に報告書を提出することとなっています。例えば12月31日が会計年度の締めにあたる法人は翌年3月31日までに報告することとなっています。
由利委員	町内に農地所有適格法人は何社ありますか。
事務局	11社あります。
会長	ほかにありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは報告どおり適格と認めます。
	次に報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局説明をお願いします。
事務局	報告第1号 下記農地について利用権設定の解約の申し入れがあり、農地法第18条第6項の規定により通知がありましたので報告します。 1番 貸主は函館市の〇〇〇〇さん、借主は木間内の〇〇〇〇さん、土地の所在は木間内〇〇ほか3筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は67,080㎡、契約期間は令和3年5月27日から令和8年5月26日までの5年間です。新しい方に賃貸するための解約です。 2番 貸主は苫小牧市の〇〇〇〇さん、借主は美和の〇〇〇〇さん、土地の所在は美和〇〇番、地目は公簿・現況ともに田、面積は3,223㎡、契約期間は平成29年5月29日から令和9年5月28日までの10年間です。所有権移転のため、現行の賃貸を解約するものです。
会長	事務局説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは承認いたします。
事務局	続いて議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。 議案第1号 下記の農地につき、利用権設定のため農地法第3条の規定による許可申請があったので、適否について意見を求めます。 1番 譲受人は稲見の〇〇〇〇さん、譲渡人は稲見の〇〇〇〇さん、土地の所在は稲見〇〇ほか14筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は113,414㎡、期間は令和5年4月25日令和15年4月24日までの10年間、世帯内の使用貸借を更新するものです。

会長	事務局の説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請通り許可します。
	続いて議案第2号農用地利用集積計画についてですが、1番と2番に佐藤龍也委員にかかる案件がありますので、退席をお願いします。 (佐藤龍也委員退席) 事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号 下記の農地につき、農用地利用集積計画により所有権移転の申請があったので、適否について意見を求めます。 1番 譲受人は新栄の〇〇〇〇さん、譲渡人は富栄の〇〇〇〇さん、土地の所在は富栄〇〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は2,044㎡、対価は10aあたり150,000円です。 2番 譲受人は新栄の〇〇〇〇さん、譲渡人は富栄の〇〇〇〇さん、土地の所在は富栄〇〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は3,943㎡、対価は10aあたり150,000円です。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
前田委員	6番。1番と2番は隣り合う農地となっており、譲受人の〇〇さんが周辺農地を耕作していることから、〇〇さんに農地を集約する形で所有権移転となりました。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請通り許可します。
	(佐藤龍也委員着席)
事務局	3番 譲受人は館町の〇〇〇〇さん、譲渡人は南幌町の〇〇〇〇さん、土地の所在は新栄〇〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は7,339㎡、対価は10aあたり200,000円です。 4番 譲受人は美和の〇〇〇〇さん、譲渡人は苫小牧市の〇〇〇〇さん、土地の所在は美和〇〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は3,223㎡、対価は10aあたり100,000円です。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
佐藤龍委員	9番。もともと〇〇が〇〇さん、〇〇が〇〇さんが耕作していましたが、お二人は買

	うつもりはなかったということで〇〇さんの方に話を持っていったそうです。
田委員	6番。もともと〇〇さんと〇〇さんが賃貸していたところを、〇〇さんの方から買ってほしいと持ちかけたそうです。土地を整理したいとのことでした。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請通り許可します。
事務局	続いて議案第3号農用地利用集積計画についてですが、1番から6番に奈良委員の案件、7番に吉田委員の案件がありますので、まず奈良委員から退席をお願いします。 (奈良委員退席) 事務局説明をお願いします。 議案第2号 下記の農地につき、農用地利用集積計画により賃貸借の申請があったので、適否について意見を求めます。 1番 譲受人は鶉町の〇〇〇〇さん、譲渡人は木間内の〇〇〇〇さん、土地の所在は木間内〇〇ほか13筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は74,811㎡、契約期間は令和5年3月24日から令和8年12月31日までの3年間、対価は田・畑ともに10aあたり16,000円、新規の案件です。 2番 譲受人は鶉町の〇〇〇〇さん、譲渡人は乙部町の〇〇〇〇さん、土地の所在は木間内〇〇ほか5筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は65,185㎡、契約期間は令和5年3月24日から令和8年12月31日までの3年間、対価は10aあたり18,000円、新規の案件です。 3番 譲受人は鶉町の〇〇〇〇さん、譲渡人は木間内の〇〇〇〇さん、土地の所在は木間内〇〇ほか1筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は7,288㎡、契約期間は令和5年3月24日から令和8年12月31日までの3年間、対価は10aあたり19,000円、新規の案件です。 4番 譲受人は鶉町の〇〇〇〇さん、譲渡人は木間内の〇〇〇〇さん、土地の所在は木間内〇〇ほか2筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は25,401㎡、契約期間は令和5年3月24日から令和8年12月31日までの3年間、対価は10aあたり19,000円、新規の案件です。 5番 譲受人は鶉町の〇〇〇〇さん、譲渡人は鶉町の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇、地目は公簿・現況ともに畑、合計面積は10,314㎡、契約期間は令和5年3月24日から令和8年3月23日までの3年間、対価は10aあたり5,000円、新規の案件です。 6番 譲受人は鶉町の〇〇〇〇さん、譲渡人は鶉町の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇ほか1筆、地目は公簿・現況ともに畑、合計面積は53,261㎡、契約期間は令和5年3月24日から令和8年3月23日までの3年間、対価は10aあたり5,000円、新規の案件です。

会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
佐藤貴委員	13 番。1 番から 4 番の案件は〇〇さんが離農するということで、〇〇さんの耕作地を〇〇さんが引き受けるということでこのようになりました。1 番の案件は田の単価が 16,000 円/10a となっていますが、19,000 円/10a が正しいそうです。畑は 3,000 円/10a です。 5 番、6 番は〇〇さんが一時農業を休みたいということだそうです。離農するということではないと聞いています。そのため、耕作地を〇〇さんに貸すということとなりました。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請通り許可します。 (奈良委員着席) (吉田委員退席)
事務局	続いて 7 番の案件について、事務局説明をお願いします。 7 番 譲受人は当路の〇〇〇〇さん、譲渡人は札幌市の〇〇〇〇さん、土地の所在は当路〇〇ほか 2 筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 28,583 m ² 、契約期間は令和 5 年 3 月 24 日から令和 10 年 1 月 31 日までの 4 年間、対価は 10a あたり 3,600 円、1 月総会で〇〇さんから公社へ所有権移転した保有合理化事業による一時貸付の案件です。
会長	事務局説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請通り許可します。 (吉田委員着席)
委員	続いて 8 番から 12 番の事務局説明をお願いします。
会長	8 番 譲受人は赤沼町の〇〇〇〇さん、譲渡人は札幌市の〇〇〇〇さん、土地の所在は赤沼町〇〇ほか 22 筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 55,181 m ² 、契約期間は令和 5 年 3 月 24 日から令和 10 年 1 月 31 日までの 4 年間、対価は 10a あたり 2,600 円、1 月総会で承認された〇〇さん、〇〇さんから公社へ所有権移転した保有合理化事業による一時貸付の案件です。 9 番 譲受人は社の山の〇〇〇〇さん、譲渡人は函館市の〇〇〇〇さん、土地の所在は木間内〇〇ほか 3 筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 67,080 m ² 、契約期間は令和 5 年 3 月 24 日から令和 9 年 3 月 23 日までの 4 年間、対価は 10a あたり 12,000 円、新規の案件です。

	10 番 譲受人は鶉町の〇〇〇〇さん、譲渡人は鶉町の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇ほか8筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 43,398 m²、契約期間は令和5年3月24日から令和9年3月23日までの4年間、対価は 10a あたり 20,000 円、新規の案件です。 11 番 譲受人は美和の〇〇〇〇さん、譲渡人は旭丘の〇〇〇〇さん、土地の所在は旭丘〇〇ほか7筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 34,775 m²、契約期間は令和5年3月26日から令和7年3月25日までの2年間、対価は 10a あたり 4,000 円、更新の案件です。 12 番 譲受人は鶉の〇〇〇〇さん、譲渡人は函館市の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉〇〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は 8,849 m²、契約期間は令和5年5月25日から令和10年5月24日までの5年間、対価は 10a あたり 5,000 円、新規の案件です。
会長	事務局説明が終わりました。8番は保有合理化事業に伴うものなので補足説明不要です。9と10番の補足説明をお願いします。
佐藤貴委員	13番。先ほど〇〇さんの案件と同様、〇〇さんの離農に伴う農地の移動です。〇〇さんが農地を引き受けることとなりました。 7番。〇〇さんが使っていた〇〇さんの農地を、〇〇さんが農業をお休みするため、その間、〇〇さんに使ってもらうことになりました。場所は鶉町の国道沿いです。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請通り許可します。 続いて、協議第1号 最適化指針の策定について事務局説明をお願いします。
事務局	協議第1号、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により農地等の利用の最適化の推進に関する指針を別紙案により定めたいので協議願います。以下、協議第1号資料に基づいて説明します。 「第1 基本的な考え方」では、農業委員会法の説明、農地や農業をめぐる情勢について述べています。課題として、高齢化の進展による担い手不足、遊休農地の発生が懸念されることから、法制化された地域計画を定めること、そのために地域の農業者の協議を進め、目標地図作成を行うことが示されています。また、この計画を農業委員の改選期に合わせて3年ごとに検証・見直しすることも述べています。 「第2 1 遊休農地の発生防止解消について」では（1）で遊休農地の解消目標を示しております。厚沢部町では遊休農地はゼロとなっており、この水準を維持することが目標となります。 「（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法」では、農地パトロールを引き続きしっかりと行うこと、利用意向調査結果を積極的に活用し、遊休農地発生防止に努めることとしています。 「2. 担い手への農地利用の集積集約化」については（1）で集積目標を定めています。

	令和4年度末時点での集積率は 85.7%、目標年度は 14 年度の誤りですが、95%の水準を目標としております。 【参考】担い手の育成・確保については、令和4年度現在の農家数及びいわゆる担い手 209 戸の水準を維持することを目標としています。 「3. 新規参入の目標」については新規参入を毎年 1 名を目標として定めております（目標年度 14 年度に修正）。 （2）では具体的な取り組みについて記載をしております。 「第3」では地域計画の目標を達成するための役割分担や、日常的に農業委員会が実施すべき内容について記載しております。
会長	事務局説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	なければ承認してよろしいですか。
	異議なし。
事務局	続いて、協議第2号令和5年度最適化活動の目標の設定等について、事務局説明をお願いします。 協議第2号、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく最適化活動に係る目標について、別紙案により定めたいので協議願います。 「I 農業委員会の状況」は農林業センサスをベースにした厚沢部町農業の現状や農業委員会の状況について記載しております。なお、厚沢部町の農地面積は農林水産省の統計調査により前年より 10ha 減少しています。 「II 最適化活動の目標」は、農地の集積の現状について記載しております。令和 4 年度末の集積面積は 3,375ha で集積率 85.7%となっています。集積の目標年度を 12 年度と定め、95%の集積率を目指します。令和5年度については新規集積 46ha、86.8%の集積率を目指します。 遊休農地についてはゼロを維持すべく、農地パトロールや土地所有者等への意向把握の強化に努めます。 （3）新規参入の促進については、毎年1経営体の参入を目標とします。新規就農者への権利移動面積は厚沢部町の実態とはあっていない過大な目標面積となっていますが、前3カ年の権利移動面積の平均を記入することとなっていますので、21.5ha という数字となります。 2の「最適化活動の目標」は毎月1回の最適化活動を行うこととしています。活動強化については9月の作況調査、10月の農地パトロール、2月の目標地図作成のための協議の場を記載しています。 その他詳細についてはお読み取りください。
会長	事務局説明が終わりました。質問や意見はありませんか。

会長	遊休農地がゼロになっていますが、昨年の農地パトロールで見た農地は遊休農地ではないのですか。
事務局	昨年の農地パトロール対象地はいずれも非農地として判定しましたので、遊休農地扱いではありません。したがって、今年度末時点で遊休農地はゼロとなっています。
由利委員	10 番です。耕地面積は田と畑がそれぞれ 1,970ha となっていますが、実際の水田面積はどのくらいあるのでしょうか。
事務局	はっきりした数字はわかりませんが、田の半分ぐらいが水田かと思います。
由利委員	この面積は転作田も含めた面積ですか。
事務局	その通りです。
小野寺代理	実際の水田は 300ha 程度ではないかと思う。
事務局	手元の資料ですと、510ha となっています。近年増えたようです。これは、加工用米も含めた数値です。
会長	ほかに聞きたいことはありますか。
委員	ありません。
会長	なければ承認してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	ほかにありますか。
事務局	農業委員の改選について情報提供いたします。 現在の農業委員任期は令和 5 年 7 月 19 日までとなっております。これにともない、今後改選手続きを進めることとなります。 定数については現在と変わらず 14 名、改選後任期は令和 5 年 7 月 20 日から令和 8 年 7 月 19 日です。 改選スケジュールとして、3 月下旬に募集告示と町ホームページへの掲載を行います。具体的には 3 月 31 日を予定しております。募集締め切りを連休明けの 5 月 8 日とし、納税状況調査等を行い候補者評価委員会を 5 月中旬に開催し候補者を決定します。決定された候補者を 6 月中旬頃開催予定の第 2 回定例会へ提出し、選任の同意を受けることとなります。選任後は 7 月下旬の初総会にて委員の任命が行われ、新たな任期がスタートすることとなります。 みなさまのお手元に、前回の応募書類のコピーをお渡ししております。応募方法は個人からの推薦応募、団体からの推薦応募、自分自身での応募の 3 種類となっています。これらを組み合わせて個人、団体両方からの推薦で応募するということもあります。よろしくお願いいたします。
会長	事務局説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
由利委員	評価委員はどのような方が務めるのですか。
事務局	農業に識見を有する者を選定することとなります。前回は指導農業士会から斉藤克也さん、土地改良区の池田事務局長にお願いしました。

会長	評価委員会の評価はどのように行うのですか。
事務局	事務局であらかじめ点数表を用意し、例えば団体推薦の場合の点数、複数の者から推薦の場合の点数などを定め、その点数に応じて評価を定めていきます。評価委員会ではそのように評価した資料をもとに候補者を選定します。選定された方が議会に提案されることとなります。
会長	ということでよろしく願いいたします。
委員	承知しました。
会長	ほかにありますか。
事務局	農業委員視察研修のまとめを行います。 国頭村馬鈴薯栽培圃場は、バスガイドさんや運転手さんも行ったことのないという国頭村の視察を行いました。現在は3戸が馬鈴薯栽培を行っており、かつては県外にも出荷されていましたが、現在は県内消費が大半とのことでした。種芋は長崎や鹿児島から入れているとのことでした。以前はデシマという品種が多かったそうですが、現在はニシユタカに代わっているとのこと。吉田委員が作付けされているそうで、扱いやすい品種ですというお話を現地でされていました。北海道とは真逆の作付けで、11月から4月で作付け、収穫をするとのことでした。 八重瀬町の慶座地下ダムの視察です。沖縄本島は表土が赤土で保水力が乏しく、さらにその下は多孔質の石灰岩となっているため、すぐに海に雨水が流出してしまうということでした。そのため、通常のダムによる保水が難しいとのことでした。八重瀬町には2カ所の地下ダムが設置されています。直径50cmほどの穴をあけ、その中にセメントミルクを流し込み、その柱を連結していく要領で石灰岩の中に壁を作っていくそうです。残渣も発生せず、地上は従来と同じように圃場だったりゴルフ場だったりして使えるということでした。材料も少ないし環境への影響も少ないとのことでした。要するに岩の中に壁をつくり、岩の中から水を取り出すとのことでした。沖縄でも高齢化で耕地面積は減少傾向にありますが水の供給に不安がないので高収益作物への切り替えも進められるとのことでした。 北中城村の農業委員会では人農地プランの先進的な取り組みを視察しました。目標地図に相当するような資料を作成して、今回の法改正に先立つ取り組みを進めてきた農業委員会として知られています。農地面積は67haと非常に少ないです。 農地への愛着が強い土地柄で、隣町出身の現会長も、町の間人ではないということでも農地取得に苦労したとおっしゃっていました。集積率は10%程度にとどまっているということで、そのため人農地プラン作成には力を入れたようです。 会長さんがもともと福祉施設経営者ということで、農福連携の取り組みについてお話をいただきました。率直なお話を聞かせていただくことができました。 私や会長から質問させていただいたのですが、土地への愛着が強い土地柄ということで、目標地図づくりの10年後の担い手を定める段階では苦労するのではないかと思います。受け手ベースで考えることが大切で、所有者の意見ではなく、農業者が受けられるかどうかを中心に考えることが大切だという助言をいただき、非常に納得しました。 沖縄は水に苦労するという印象を受けました。平らな良い土地は米軍基地になっている印象で、高い山こそないものの、細かい起伏の多い土地柄で広い農地が広がるという状況ではないのだと思いました。酸性土壌であるということでパイナップルなどは向いているようですが、作物に限られるということでした。 地域計画策定に向けては北海道と比較して不利な環境が多いことから、北中城村では人農地プラン作成を非常に工夫して作っているのだと思いました。 事務局からは以上です。
会長	現地では下川部委員が聞き取った内容をすぐにスマートフォンで全員に送信していた

	ので、よい記録が残せたと思います。 特に修正事項などがなければ、町長へ報告したいと思います。
事務局	次回総会日程についてお諮りします。 事務局からは4月20日（木）を第一希望として19日（水）、21日（金）を候補にしたいと思います。時間は18時30分開催です。
小野寺代理	町長・町議の選挙期間になってしまうので、翌週にした方が良くないでしょうか。
会長	4月27日ではいかがですか。
委員	異議なし。
会長	それでは次回総会は4月27日18時30分からとします。
事務局	それでは、他になければ第33回農業委員会総会を閉会します。 ～了～